

廃棄物海洋投入処分許可申請書

2019年 7月 26日

環境大臣 原田 義昭 殿

申請者

住 所 静岡県焼津市本町 2-16-32

氏 名 焼津市長 中野 弘道

(法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに住所)

第10条の6第1項 船舶
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第18条の2第1項 の規定により、~~海洋施設~~ からの
 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類		一般水底土砂：大井川港における港内泊地浚渫によつて発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。 (詳細は別紙-1のとおり)
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2019年10月1日～2024年9月30日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 10,580m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2019年10月1日～2020年9月30日：5,000m ³ 2020年10月1日～2021年9月30日：1,395m ³ 2021年10月1日～2022年9月30日：1,395m ³ 2022年10月1日～2023年9月30日：1,395m ³ 2023年10月1日～2024年9月30日：1,395m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年環境省令第28号)第6条第1項に規定するIV海域のうち、以下の4点に囲まれた海域 ①北緯34°29'24" 東経138°27'47" ②北緯34°29'24" 東経138°28'26" ③北緯34°28'52" 東経138°27'47" ④北緯34°28'52" 東経138°28'26" (詳細は別紙-2のとおり)
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年環境省令第28号)第6条第1項に規定する排出方法で実施する。船舶の航行中には排出しない。 (詳細は別紙-3のとおり)
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり
備考 1 ※の欄には記入しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。		

